

注記（連結会計）

I 重要な会計方針

(1) 有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法

- ① 有形固定資産……………取得原価
ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。
 - ア 昭和 59 年度以前に取得したもの……………再調達原価
ただし、道路、河川及び水路の敷地は備忘価額 1 円としています。
 - イ 昭和 60 年度以降に取得したもの
取得原価が判明しているもの……………取得原価
取得原価が不明なもの……………再調達原価
ただし、取得原価が不明な道路、河川及び水路の敷地は備忘価額 1 円としています。
 - ② 無形固定資産……………取得原価
ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。
 - 取得原価が判明しているもの……………取得原価
 - 取得原価が不明なもの……………再調達原価
- なお、一部の連結対象団体においては、原則、取得原価としています。

(2) 有価証券等の評価基準及び評価方法

- ① 満期保有目的有価証券……………償却原価法
- ② 満期保有目的外の有価証券
 - 市場価格のあるもの……………市場価格
 - 市場価格のないもの……………取得原価
- ③ 出資金
 - 市場価格のあるもの……………市場価格
 - 市場価格のないもの……………出資金額

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- ① 原材料、商品等……………主に先入先出法又は最終仕入原価法に基づく原価法
ただし、一部の連結対象団体においては、個別法に基づく低価法によっています。
- ② 販売用土地……………取得原価法

(4) 有形固定資産等の減価償却の方法

- ① 有形固定資産（リース資産を除きます。）……………定額法
耐用年数は減価償却資産の耐用年数等に関する省令の耐用年数表に基づいております。
ただし、一部の連結対象団体については定率法によっています。

- ② 無形固定資産（リース資産を除きます。）……………定額法
ソフトウェアの耐用年数については、見込利用期間（5年）に基づいております。
- ③ 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産（リース期間が1年以内のリース取引及びリース契約1件あたりのリース料総額が300万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。）……………自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法

(5) 引当金の計上基準及び算定方法

- ① 徴収不能引当金
過去5年間の平均不納欠損率により、徴収不能見込額を計上しています。
ただし、一部の連結対象団体においては、一般債権については貸倒実績率等による回収不能見込額、貸倒懸念債権については個別に回収可能性を勘案し算定した額を計上しています。
- ② 退職手当引当金
期末自己都合要支給額を計上しています。
- ③ 賞与等引当金
翌年度6月又は7月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。
- ④ 損失補償等引当金
履行すべき額が確定していない損失補償債務等のうち、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に規定する将来負担比率の算定に含めた将来負担額を計上しています。

(6) リース取引の処理方法

- ① ファイナンス・リース取引
 - ア 所有権移転ファイナンス・リース取引（リース期間が1年以内のリース取引及びリース契約1件あたりのリース料総額が300万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。）
通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っております。
 - イ ア以外のファイナンス・リース取引
通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っております。
- ② オペレーティング・リース取引
通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っております。

(7) 資金収支計算書における資金の範囲

現金（手許現金及び要求払預金）及び現金同等物（公金の収支管理及び運用に関する要領において、歳計現金等の保管方法として規定した預金等をいいます。）
なお、現金及び現金同等物には、出納整理期間における取引より発生する資金の受払いを含んでい
ます。

(8) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっています。

ただし、一部の連結対象団体については、税抜方式によっています。

II 重要な会計方針の変更等

該当する事項はありません。

III 重要な後発事象

該当する事象はありません。

IV 偶発債務

(1) 保証債務及び損失補償債務負担の状況

団体（会計）名	損失補償残高	うち財政健全化法の将来負担比率の算定上将来負担額とした額 (貸借対照表計上額)
宮崎県信用保証協会	2,120 百万円	126 百万円

(2) 係争中の訴訟等の内容

8 件 請求金額 280 百万円

V 追加情報

(1) 連結対象団体（会計）

団体（会計）名	区分	連結の方法
えびの高原スポーツレクリエーション施設特別会計	地方公営事業会計	全部連結
県営国民宿舎特別会計	地方公営事業会計	全部連結
港湾整備事業特別会計	地方公営事業会計	全部連結
国民健康保険特別会計	地方公営事業会計	全部連結
工業用水道事業会計	地方公営事業会計	全部連結
電気事業会計	地方公営事業会計	全部連結
地域振興事業会計	地方公営事業会計	全部連結
県立病院事業会計	地方公営事業会計	全部連結
宮崎県道路公社	地方三公社	全部連結
(公財)宮崎県私学振興会	第三セクター等	全部連結
(公財)宮崎県立芸術劇場	第三セクター等	全部連結
(公財)宮崎県生活衛生営業指導センター	第三セクター等	全部連結
(公財)宮崎県移植推進財団	第三セクター等	全部連結
(公財)宮崎県健康づくり協会	第三セクター等	全部連結
(一社)宮崎県林業公社	第三セクター等	全部連結
(公社)宮崎県林業労働機械化センター	第三セクター等	全部連結
(公財)宮崎県機械技術振興協会	第三セクター等	全部連結
(公財)宮崎県観光協会	第三セクター等	全部連結
(公財)宮崎県国際交流協会	第三セクター等	全部連結
(公社)宮崎県農業振興公社	第三セクター等	全部連結
(一財)宮崎県内水面振興センター	第三セクター等	全部連結
(一財)宮崎県水産振興協会	第三セクター等	全部連結
(一社)宮崎県肉用牛枝肉価格安定基金協会	第三セクター等	全部連結
(一社)宮崎県家畜改良事業団	第三セクター等	全部連結
(一社)宮崎県酪農公社	第三セクター等	全部連結
(大)宮崎県立看護大学	第三セクター等	全部連結
(公財)宮崎県建設技術推進機構	第三セクター等	全部連結
(公財)宮崎県暴力追放センター	第三セクター等	全部連結
(公財)宮崎県産業振興機構	第三セクター等	全部連結

①地方公営企業会計は、全て全部連結の対象としています。

②地方三公社は、全て全部連結の対象としています。

③第三セクター等は、出資割合等が50%を超える団体（出資割合等が50%以下であっても業務運営に実質的に主導的な立場を確保している団体を含みます。）は、全部連結の対象としています。

(2) 出納整理期間

地方自治法第 235 条の 5 に基づき、出納整理期間が設けられている会計においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

なお、出納整理期間を設けていない会計と出納整理期間を設けている会計との間で、出納整理期間に現金の受払い等があった場合は、現金の受払い等が終了したものとして調整しています。

(3) 表示単位未満の取扱い

百万円未満を四捨五入して表示しているため、合計金額が一致しない場合があります。

(4) 売却可能資産の範囲及び内訳は、次のとおりです。

ア 範囲

売却を予定している資産

イ 内訳

事業用資産／土地 211 百万円

事業用資産／建物 0 百万円